



一部構成員限り

資料 2-1-2

【第1部】 競争ルールの検証に関するWG（第37回） ご説明資料

KDDI株式会社

2022年11月29日



1

2019年改正事業法の施行3年経過後の検討

1-1

改正事業法等に係る取組み及び成果について

1-2

5Gの更なる普及拡大に向けて

1-3

新たな課題への対応

1-4

制度見直し

1-5

その他



1

2019年改正事業法の施行3年経過後の検討

1-1

改正事業法等に係る取組み及び成果について

1-2

5Gの更なる普及拡大に向けて

1-3

新たな課題への対応

1-4

制度見直し

1-5

その他



1 - 1 改正事業法等に係る取組み及び成果について (1/3)

携帯電話市場においてみられた課題の是正のため
以下2点を柱として、2019年に事業法を改正・施行

課題例

- 人気端末の購入に対する過度な利益提供
(高額なキャッシュバック、通信料値引き など)



- 過度な囲い込み契約
(4年縛り、違約金9,500円 など)



改正事業法による是正

① 通信料金と端末代金の完全分離

② 行き過ぎた囲い込みの禁止



1 - 1 改正事業法等に係る取組み及び成果について (2/3)

「①通信料金と端末代金の完全分離」により
端末によって異なる通信料金の割引や高額なキャッシュバック等が解消

改正事業法の措置

(①通信料金と端末代金の完全分離)

端末購入を条件とする
通信料金の割引禁止

通信契約と端末購入を
条件とする利益提供

継続利用条件：
一律禁止

継続利用条件無し：
上限2万円



A機種



通信料金割引

月3,000円割引

請求書

B機種



月2,000円割引

MNPで端末0円に加え
一人10万円キャッシュバック



「②行き過ぎた囲い込みの禁止」に加え、スイッチングコストを徹底的に低減
お客さまは自由なタイミングで事業者間の乗り換えが可能な環境に

改正事業法の措置

(②行き過ぎた囲い込みの禁止)

2年超の期間拘束
 契約の禁止



違約金
 上限1,000円



スイッチングコスト低減の取組

SIMロックの原則解除

2021年10月



既往契約解消*
 違約金撤廃

2022年4月



キャリアメール持ち運び

2021年12月



旧端末購入プログラム
 回線継続条件撤廃

2022年4月



MNPオンライン手続き
 24時間化

2021年2月

eSIMの促進

2021年8月

端末購入プログラム
 再購入条件撤廃

2021年9月

端末補償サービス
 オープン化

2022年5月

MNPワンストップ化

実現に向け対応中

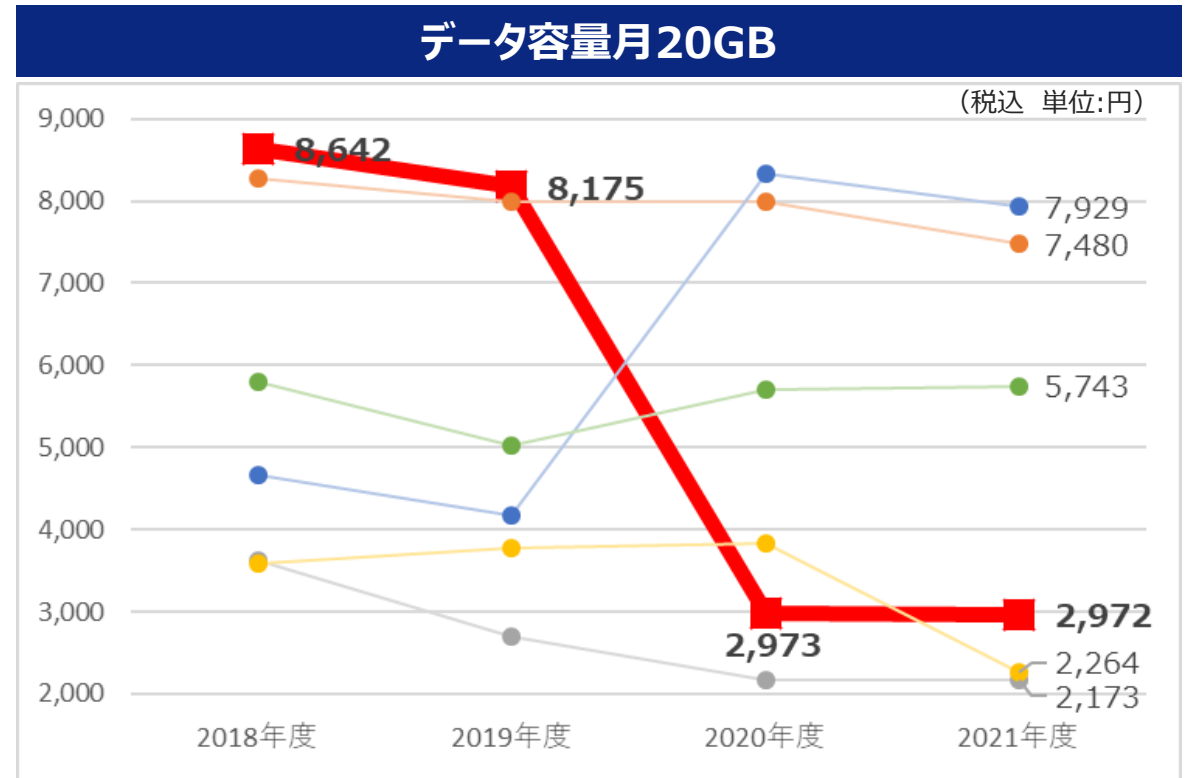
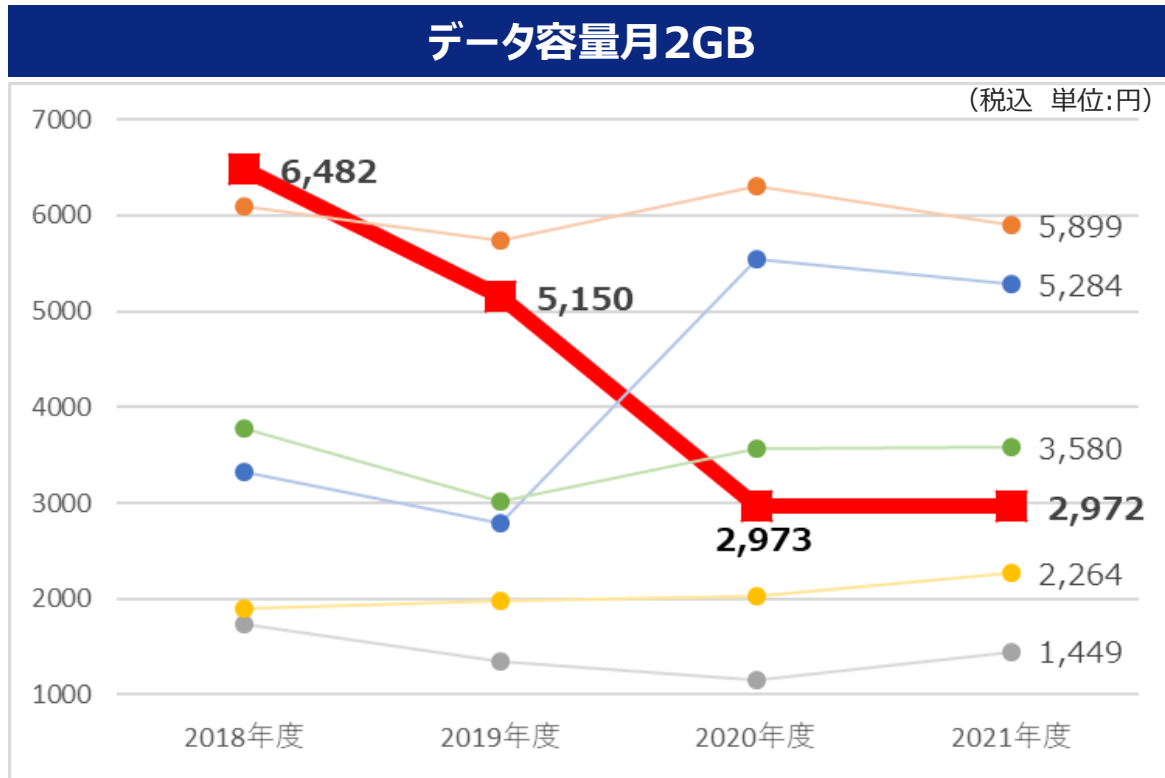
* 不適合拘束条件の契約

※年月は弊社が対応を開始した年月を記載



(参考) 低廉な通信料金の実現

廉価プランの提供や通信料金の値下げが促進され 諸外国に比べても**低廉な通信料金を実現**



東京 ニューヨーク ロンドン パリ デュッセルドルフ ソウル

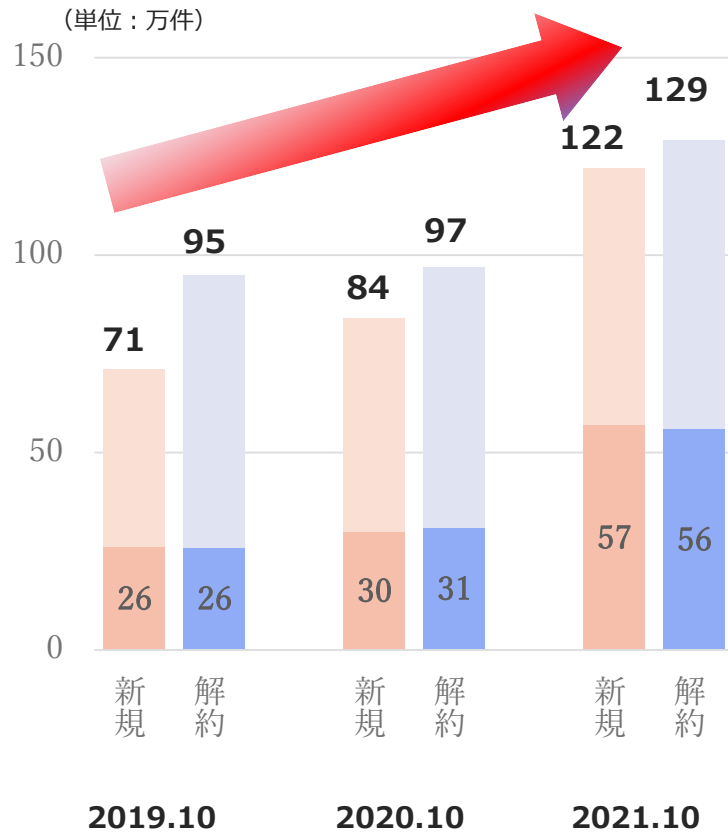
出典：総務省「競争ルールの検証に関するWG」（第36回）資料 携帯電話料金の国際比較① スマートフォン4G（MNO:シェア1位の事業者 推移）（2022年5月20日公表）をKDDIで加工。



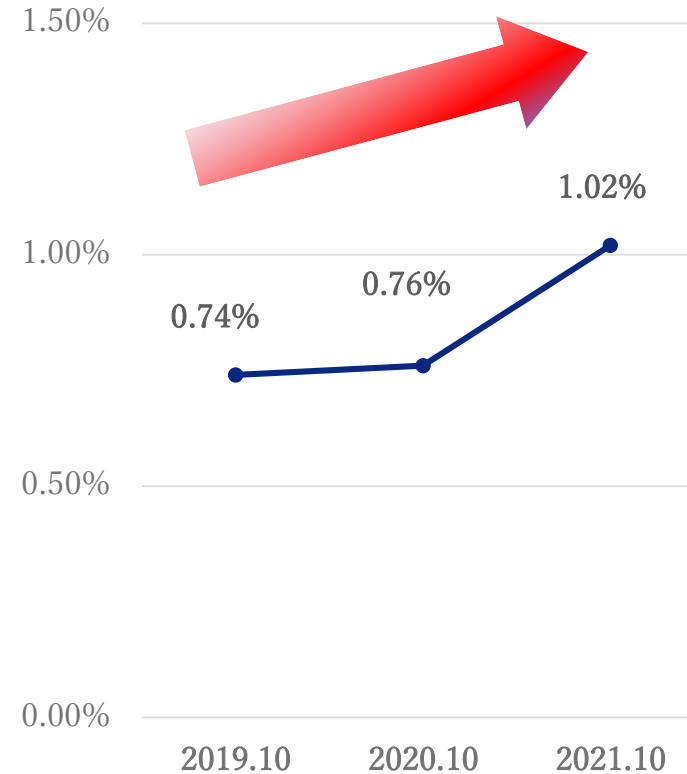
(参考) 事業者間の競争促進

市場の流動性が高まり、事業者間の競争促進に成果

新規契約数/解約数の推移



解約率の推移



出典：総務省「競争ルールの検証に関するWG」(第32回)資料2(指定事業者の新規契約数/契約解除数、解約率)をKDDIで加工。

**1****2019年改正事業法の施行3年経過後の検討**

1 - 1

改正事業法等に係る取組み及び成果について

1 - 2**5Gの更なる普及拡大に向けて**

1 - 3

新たな課題への対応

1 - 4

制度見直し

1 - 5

その他



1-2 5Gの更なる普及拡大に向けて (1/4)

政府はデジタルの力を活用した地方の社会課題解決等の取組を推進
5Gは**デジタル田園都市国家構想の実現に不可欠な重要なデジタル基盤**

社会課題解決

中小・中堅企業DX、スマート農林水産業等



デジタル人材育成・確保

デジタル推進人材 230万人育成



デジタル田園都市
国家構想

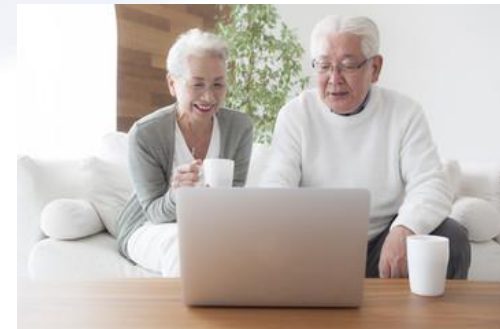
デジタル基盤整備

5G等の通信インフラ整備



デジタルデバイド解消

デジタル推進委員 全国2万人以上





1-2 5Gの更なる普及拡大に向けて (2/4)

5Gの普及は、これまでの通信技術では難しかった**ビジネスの変革**をDXにより加速あらゆる産業において新たなイノベーションを起こし、**日本経済・社会の成長**を牽引

5G
超高速・超低遅延
多数同時接続

遠隔医療

スマートファクトリー

超高精細映像伝送

自動運転

日本の4Gは、**端末の急速な普及と利用者拡大による投資促進の好循環**によって世界でもトップレベルのエリアカバー率・ネットワーク品質を実現

5Gでも**この好循環を生み出せる環境を整備していくことが重要**

サービス開始以降の累計稼働台数推移 (au)

4Gはサービス開始以降、急速に普及

構成員限り

端末普及と投資促進の好循環

適切なマネタイズによるインフラ整備の加速

端末の普及による
利用者拡大



投資促進による
エリアカバーの拡大・
ネットワーク品質の向上



1-2 5Gの更なる普及拡大に向けて (4/4)

弊社も**5Gエリア整備を積極的に進め**、デジタル田園都市国家構想の**実現に貢献**していく

今般の検討では、5Gの更なる普及を促進し、日本経済・社会の成長に寄与するよう**5G端末の普及と投資促進の好循環を生み出す仕組み作り**を是非ともお願いしたい

好循環を生み出す仕組み作り

公正な競争環境の確保を前提に、制度を見直し



国の施策による普及の後押しや
端末流動と投資循環につながる制度見直し

全国津々浦々のエリア構築

デジタル田園都市国家構想の5G人口カバー率目標に貢献



不感地対策も推進



山間部



離島地域

5Gの設備投資(23.3期-25.3期)：**7,000億円**
2030年までに**累計2兆円**を予定

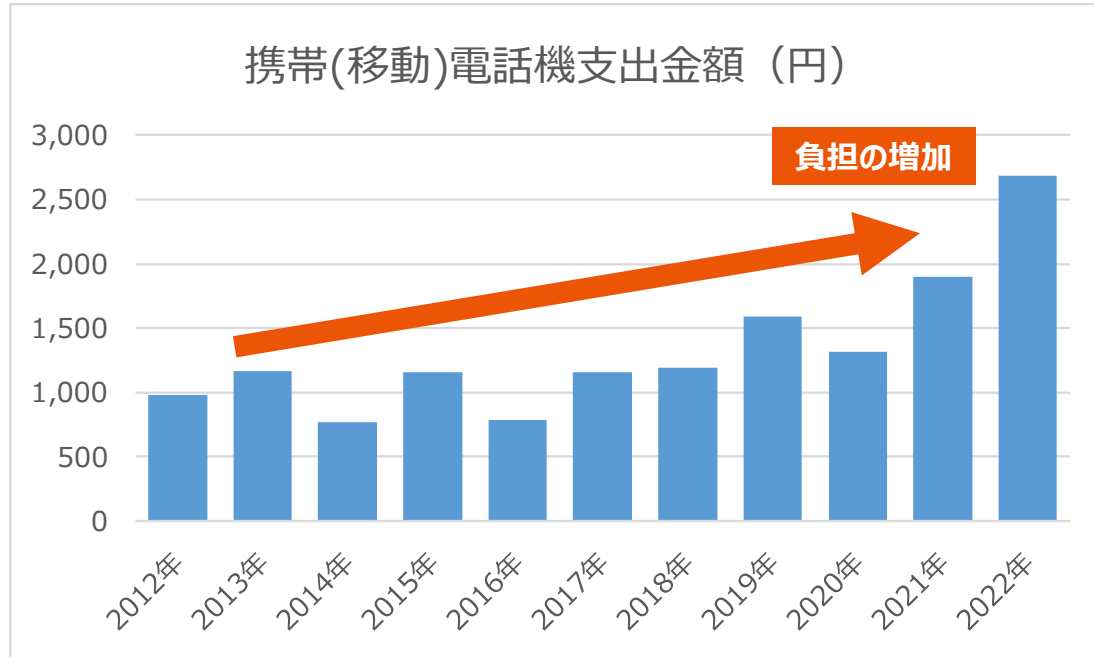
※B5G(6G)も含む



(参考) 端末代金の負担増加・買い替えサイクルの長期化

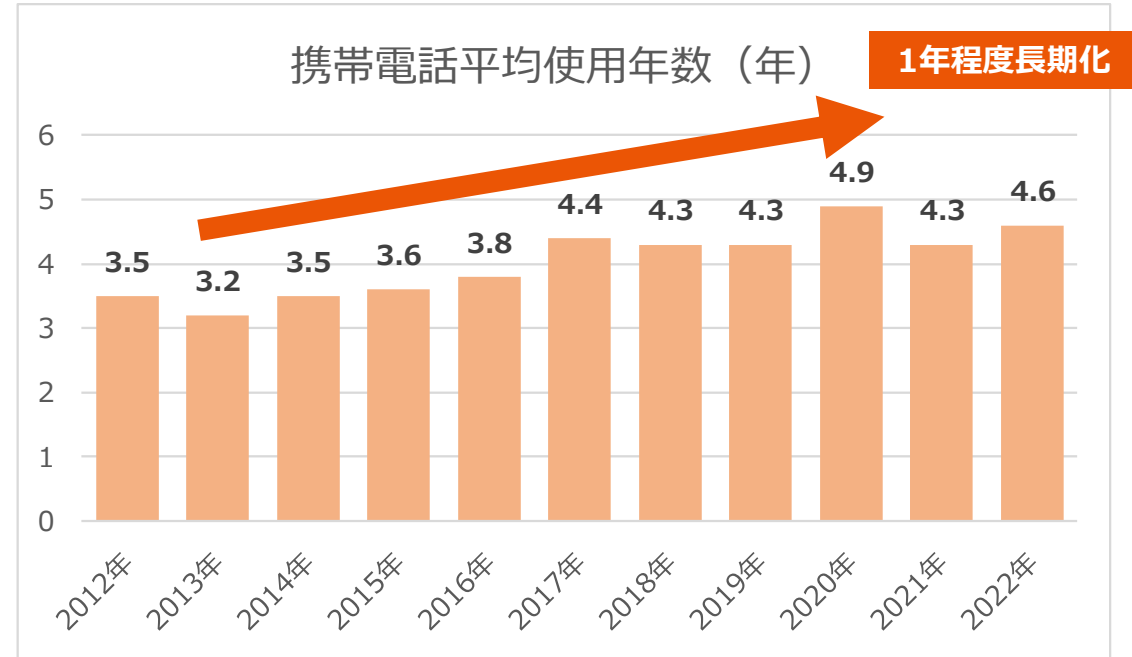
4G開始時と5G開始時の状況を比較すると、5G開始時の方が世帯の端末代金の支払金額が多く、買い替えサイクルも長期化している状況

携帯電話機の支払金額の増加



出典：総務省統計局 家計調査（二人以上の世帯のうち勤労者世帯）（各年の1-3月期）

携帯電話買い替え期間の長期化

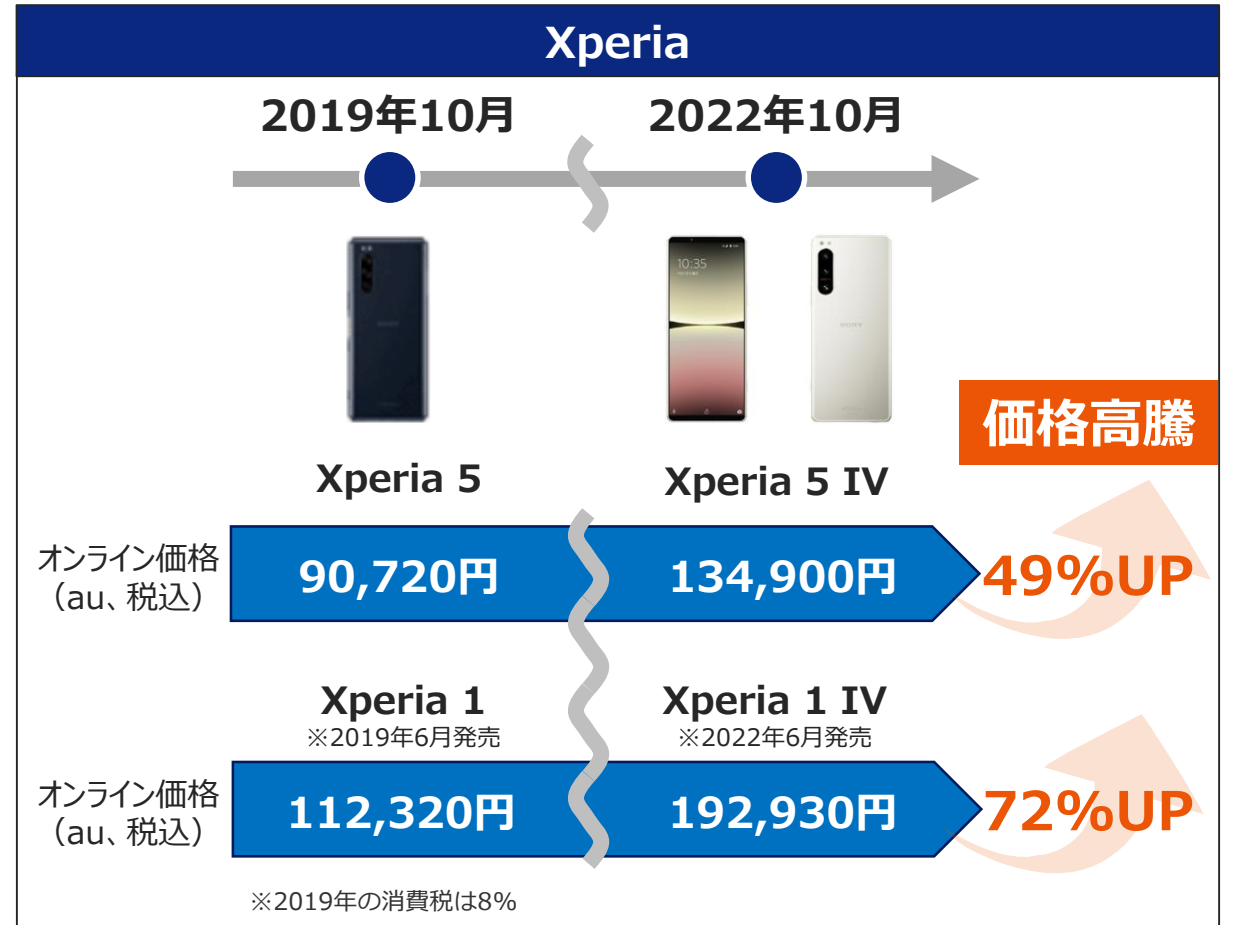
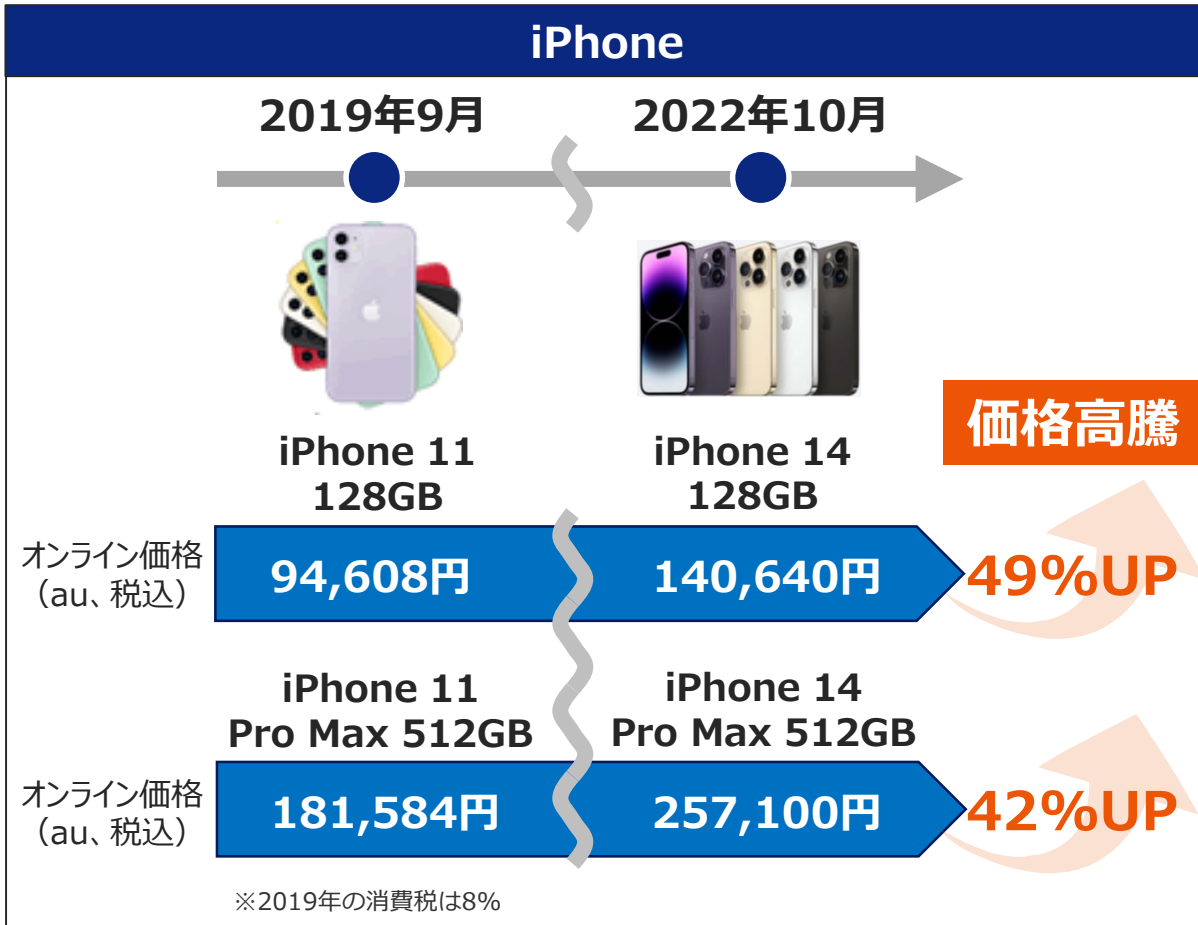


出典：内閣府 消費動向調査（二人以上の世帯）（各年の3月）



(参考) 円安・端末の高機能化等による端末価格の変化

円安・端末の高機能化等により**端末価格が高騰**
2万円上限の値引きではお客さまの端末買い替えニーズに応えにくい状況



**1****2019年改正事業法の施行3年経過後の検討**

1 - 1 改正事業法等に係る取組み及び成果について

1 - 2 5Gの更なる普及拡大に向けて

1 - 3 新たな課題への対応

1 - 4 制度見直し

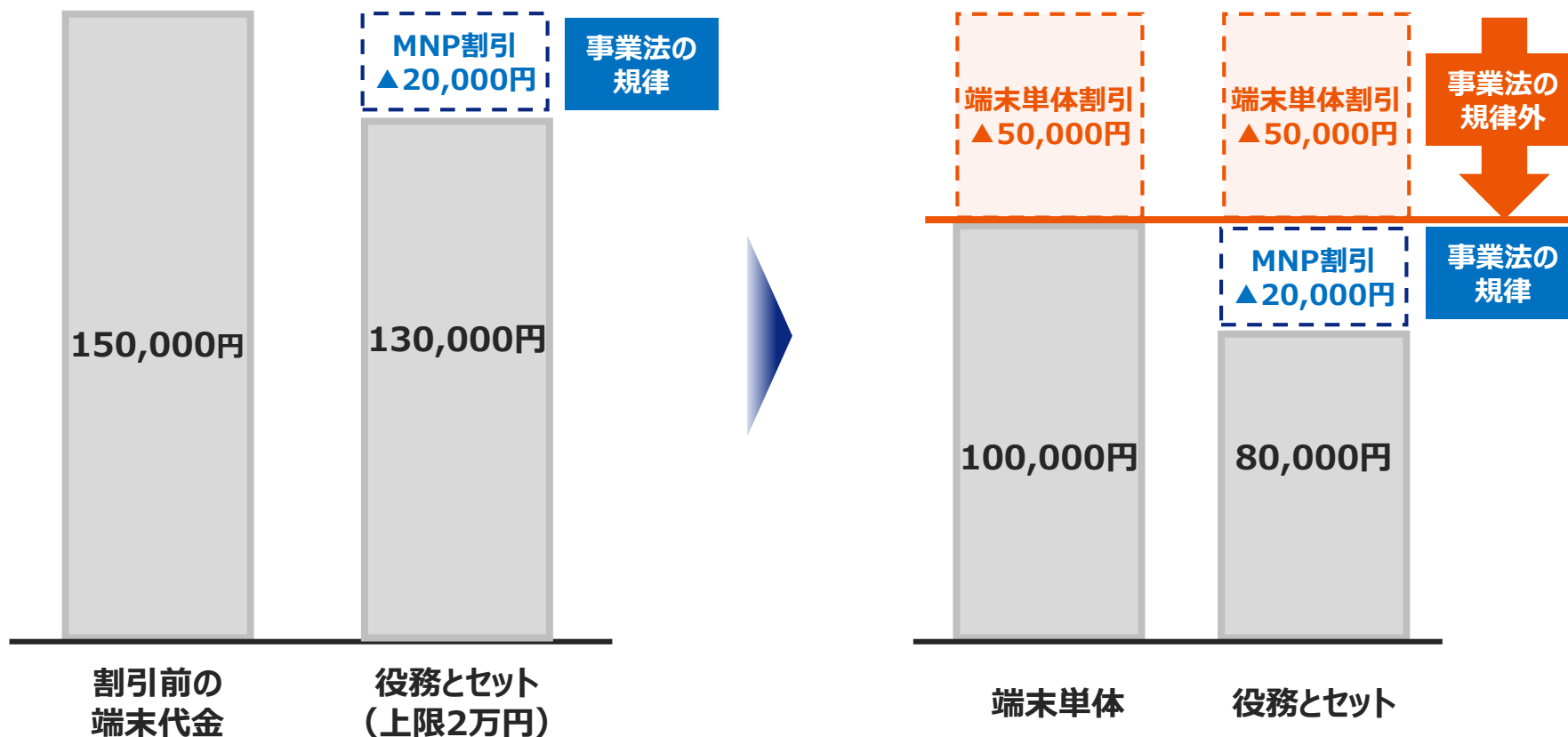
1 - 5 その他



1-3 新たな課題への対応 (1/2)

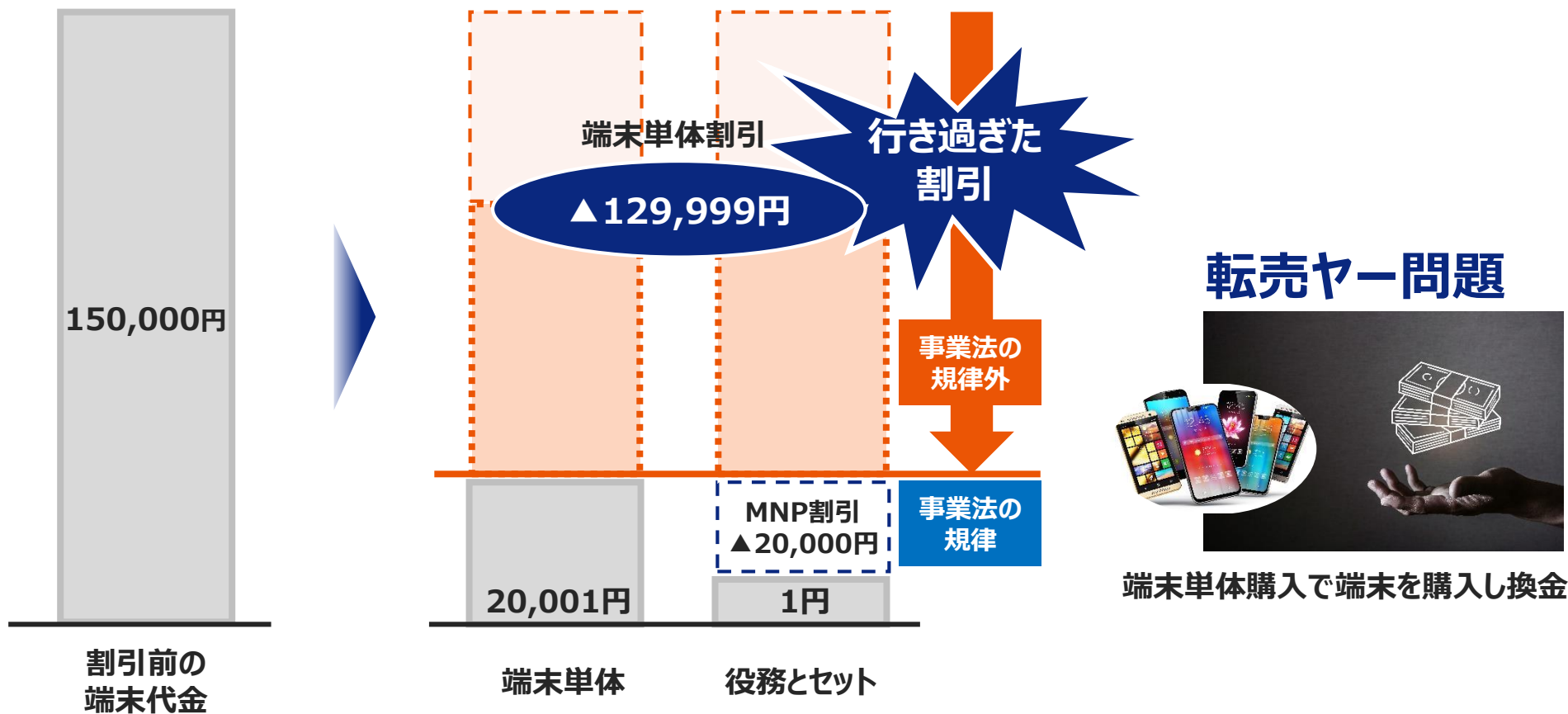
改正事業法施行以降、徐々に事業者間の競争環境が変化

各事業者が、**事業法の規律外の端末単体割引**※で端末価格を下げ
市場競争やお客さまの端末買い替えニーズ等に対応



一方で、1社が安値販売を始めると、競争上自社も対抗せざるを得ない状況

事業者間の競争が過熱し、端末単体割引が行き過ぎることで
役務利用を目的としない転売ヤーによる不適切な取引の問題が顕在化





(参考) 円安等による中古市場の環境変化

半導体不足・円安等により、中古端末の海外市場への輸出が活性化し
より転売が助長される市場環境に



**1****2019年改正事業法の施行3年経過後の検討**

1 - 1 改正事業法等に係る取組み及び成果について

1 - 2 5Gの更なる普及拡大に向けて

1 - 3 新たな課題への対応

1 - 4 制度見直し

1 - 5 その他

5G端末の普及と投資促進の**好循環を生み出す仕組み**が必要

例えば、以下のような観点での検討が考えられる

国の施策による普及の後押し



- ・例えば、4Gのお客さまの5G端末切り替えを、国に補助・支援頂く等

好循環を生み出す仕組み作り



- ・例えば、4Gから5Gの移行の場合において、**端末と通信を一体化**、端末流動を起こしやすい手法を検討
- ・これにより、役務利用を目的とせず、端末の即時転売を目的とする**転売ヤー**等も**排除**

また、**端末単体販売含めて端末割引の上限設定や新規・MNPの競争過熱の歯止め**（機種変更価格を基準とする割引制限等）の**検討も必要**

**1****2019年改正事業法の施行3年経過後の検討**

1 - 1 改正事業法等に係る取組み及び成果について

1 - 2 5Gの更なる普及拡大に向けて

1 - 3 新たな課題への対応

1 - 4 制度見直し

1 - 5 その他

継続利用割引の規律は長期利用割引などの行き過ぎた囲い込みを防止することが目的
 そのため、囲い込みを意図しないものについては**継続利用割引の対象外とすることを要望**

例) 旧プラン（新規受付停止済み）から新プランへの移行促進施策

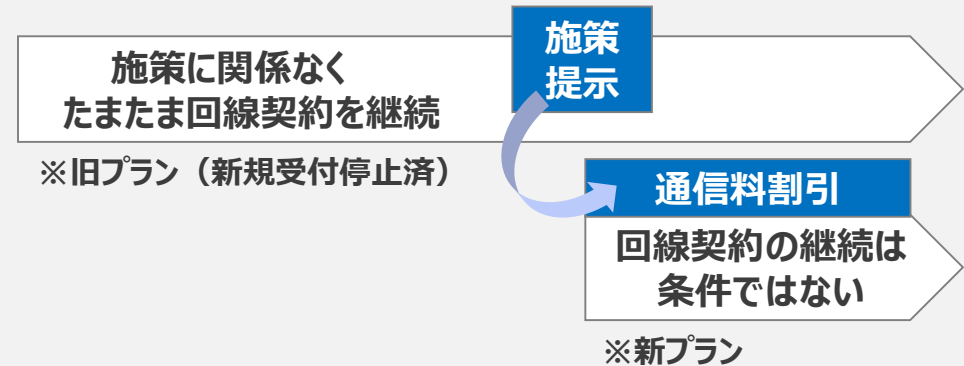
① 長期利用割引の制限（本来の規律の趣旨）



1年利用すると通信料割引があるから回線契約を継続しよう

⇒ 提示した通信料割引により**回線契約の継続を促す**ことから、継続利用割引の**規律対象**

② 旧プランから新プランへの移行促進施策



⇒ 旧プランのお客さまの移行促進に制約が生じ、**円滑なマイグレーションに支障が出るおそれ**

**3G契約のお客さまの移行先事業者の選択肢を拡大・移行促進を図るため
3G契約のお客さまの移行を対象とした端末割引の特例と同様に
3Gサービス非提供事業者においても通信料割引の実施を可能とすることが必要**

例) 現状、3G契約者を対象とした移行施策の場合

	3Gサービス提供事業者	3Gサービス 非提供・提供終了 事業者
端末割引 (特例による0円提供)	 特例により 提供可	 特例により 提供可
通信料割引	 提供可	 提供不可



新規契約を条件とした通信料割引となり、
事業法第27条の3等のガイドライン違反



**お客さまの移行先事業者の選択肢が
実質的に制限**

通信モジュールは事業法第27条の3等の規律の対象外一方で、様々なIoTデバイスがインターネットにつながり多様な用途での利用が広がる中通信モジュールの機能によって規律対象・対象外の判断が変わる仕組みは見直しが必要

例) 車載モジュール

① センター通信（地図の更新等）のみ



⇒ 通信モジュールに該当し、事業法第27条の3等の規律対象外

② 車内Wi-Fi（テザリング）が可能（最近のコネクテッドカー）



コネクテッドサービス（役務）の加入を条件としたら、カーナビや車の値引きが2万円まで？

⇒ 通信モジュールに該当せず、事業法第27条の3等の規律対象になり得ますが、市場や競争環境がスマホ等とは異なるため、規律は不要



3 禁止行為の対象となる電気通信役務

(3) 指定しない役務

② 携帯電話サービス及び全国BWAサービスから個別に除外する役務

オ 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備向けの電気通信役務であって、専らデータ伝送役務（従としてその利用の態様が著しく制限された音声伝送役務が付加されているものを含む。）として提供される役務【役務指定告示第2項第5号】

「特定の用途」とは、自由な音声通話やデータ通信とは異なり、位置情報のダウンロード、センサの取得データのアップロードなど、契約の締結段階においてあらかじめ制限されている利用目的を指す。
「機能が限定的で拡張性がない」とは、移動端末設備の機能がハードウェア又はソフトウェアにおいて制限されていること、また、事後的に特定の用途以外の用途に対応するための機能を追加することができないことを指す。

「向けの電気通信役務」とは、次のa又はbの電気通信役務を指す。ただし、名目上、汎用的な移動端末設備（スマートフォン、フィーチャーフォン、タブレット、モバイルルータの4類型をいう。）向けの電気通信役務である場合は、a又はbの電気通信役務に該当するかどうかにかかわらず、含まれない。

a 特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備として予定された移動端末設備以外では使用できないようなハードウェア又はネットワーク上の制限がある電気通信役務

「特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備」には、例えば、各種（温度、速度、位置情報等）センサ、監視用カメラ、車載カーナビ、フォトパネルなどが該当する。**ただし、移動端末設備の形状や本来予定されていた用途にかかわらず、制限のない音声通話、自由なインターネットブラウジング、テザリング（特定の用途に対応するため機能が限定的で拡張性がない移動端末設備以外に接続できる場合に限る。）が可能であるものは含まない。**

「ハードウェア又はネットワークにおいて制限」とは、例えば、次のような制限が該当する。

- ・SIMカード（SIMカードに類する機能を有するものを含む。）が移動端末設備に組み込まれており、分離不可能であるもの。
- ・SIMカードが通常の方法では容易に取り外せないよう移動端末設備に封入されているもの。
- ・SIMカードを予定された移動端末設備以外に挿入した場合に、ネットワークの利用が制限され、通信できなくなるもの。

b 音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限により特定の用途のみに対応するとみなすことができる電気通信役務

「音声通話又はデータ通信に係るネットワーク上の制限」に該当するかどうかは、

- ・メールの可否又は制限
- ・インターネットブラウジングの可否又は制限
- ・アプリケーションの追加等による拡張性の可否又は制限
- ・通話/通信先の制限
- ・通話/通信回数の制限
- ・送受信する通信の制限
- ・通信速度
- ・通信可能量

などを総合的に考慮して判断することになる。

「つなぐチカラ」を進化させ、
誰もが思いを実現できる社会をつくる。

KDDI VISION 2030

